

衆議院法務委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 11 月 19 日（火）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 11 号）

・森法務大臣、宮崎法務大臣政務官、井上財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）田所嘉徳君（自民）、浜地雅一君（公明）、落合貴之君（立国社）、松平浩一君（立国社）、日吉雄太君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

田所嘉徳君（自民）

- （1） 会社が持続性を保ちながらその社会的役割を果たすために必要なこと及びそれを実現するための制度設計についての法務大臣の見解
- （2） 株主提案権
 - ア 株主提案権の問題点及び株主提案権を制限するに至った立法事実
 - イ 株主提案権の濫用的な行使の具体的な防止策
 - ウ 濫用事例の明文化の持つ意義
 - エ 株主が提案できる議案の数を 10 までとした根拠
- （3） 社外取締役の設置義務
 - ア 上場企業等で社外取締役の設置を義務付けることとした理由
 - イ 社外取締役の監督の実効性を確保するための方策についての法務省の見解
- （4） 取締役の報酬等
 - ア 取締役の報酬等に関する規定の見直しを行う意義
 - イ 本法案に設けられているインセンティブの付与が過剰な利益供与にならないようにするための具体的な方策
- （5） 会社補償に関する規定の新設の意義

浜地雅一君（公明）

- （1） 株主総会資料の電子提供制度
 - ア 株主総会資料の電子提供措置の規定を新設する理由
 - イ 株主総会の招集通知自体に電子提供措置をとることの検討の有無
 - ウ 社債、株式等の振替に関する法律において、振替株式を発行する会社に株主総会資料の電子提供措置の採用を義務付けることとする理由
 - エ 定款の定めによる書面交付請求権の排除の可否
 - オ 電子提供措置の効力に影響を及ぼさないこととする電子提供措置の中断が生じた時間について、電子提供措置期間の 10 分の 1 を超えないことかつ電子提供措置の提供開始から株主総会までの期間中に中断が生じた場合は当該期間の 10 分の 1 を超えないこととする理由
 - カ 電子提供措置の提供開始から株主総会までの期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の 10 分の 1 を超えた場合の株主総会の取消事由との関係
- （2） 株主提案権
 - ア 会社法第 305 条の議案要領通知請求権においては株主総会に提案できる議案の数を 10 までとする制限を設ける一方で、第 304 条の株主総会の議場における議案提案権には数の制限を設けない理由
 - イ 不当な目的による株主提案権の制限を定める改正後の会社法第 304 条第 2 号及び第 305 条第 6 項

- 第2号の規定において、「主として」ではなく、「専ら」という要件を採用した理由
- ウ 不当な目的による株主提案権の制限を定める同法第304条第2号及び第305条第6項第2号の規定における自己又は第三者の不正な利益を図る目的の具体例
 - エ 法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が取りまとめた中間試案では「株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき」となっていた「著しく」の文言の位置が、同法第304条第3号では「株主総会の運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合」と前倒しされた理由
 - オ 議案要領通知請求権の行使により同一の株主総会に提案できる議案の数を制限された株主が株式会社の判断に不服がある場合の救済手段
 - カ 議案要領通知請求権を行使して提案された議案の数を株式会社が制限する場合は、当該株主に対して株主総会資料の提供よりも早い段階で制限をした旨を伝達すべきとの考えに対する法務省の見解

落合貴之君（立国社）

- (1) 株式会社の所有者についての法務大臣の見解
- (2) 平成26年8月に公表された『『持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～』プロジェクト（伊藤レポート）最終報告書』において掲げられた指標であるROE（自己資本利益率）の水準を8%以上に高めるという方向でコーポレート・ガバナンス改革や会社法の改正を行うことは日本経済に悪影響を与えるのではないかとの考えに対する法務大臣の見解
- (3) 11月12日の本会議における企業価値が向上すると従業員の給与も上がる旨の法務大臣の答弁は教科書的なものであり、企業価値が向上しても従業員の給与は上がっていないのが現状であるとの考えに対する法務大臣の見解
- (4) 株主への還元策となっている自社株買いを規制することは喫緊の課題であるとの考えに対する法務大臣の見解
- (5) 社外取締役の設置義務
 - ア 上記(3)の本会議における社外取締役の設置を法律で義務付けることは資本市場の信頼性を高める旨の法務大臣の答弁の信ぴょう性
 - イ 法律で社外取締役の設置を義務付けている先進国は少数であるにもかかわらず、我が国において社外取締役の設置を義務付けることが国際的な信認の上昇につながるとする根拠
- (6) 外国人等の株式保有比率の推移及びそれに対する法務大臣の見解
- (7) M&Aにより短期間で事業が売買される海外の潮流に日本企業が放り込まれることへの懸念についての経済産業省の見解

松平浩一君（立国社）

株式交付

- ア 株式交付における組織再編行為としての性質を有する行為と取引行為としての性質を有する行為
- イ 株式会社が既に議決権の過半数を有している子会社の株式を買い増そうとする場合に株式交付を利用することはできないかの確認
- ウ 産業競争力強化法における株対価買収の特別措置と今回設けられる株式交付との違い
- エ 平成30年7月から租税特別措置法により上記ウの特別措置の対象会社の株主に対する譲渡益課税の繰延措置が導入された後の同特別措置の利用実績
- オ 株式交付による株式の譲渡益課税の繰延措置導入の必要性及びその導入に向けた検討状況
- カ 株式交付による株式の譲渡益課税の繰延措置導入についての財務大臣政務官の見解
- キ 外国法人を子会社とする株式交付の可否

- ク 外国法人を子会社とする株式交付を認めない理由
- ケ 日本企業が海外マーケットに進出しやすくするためという政策的観点から、外国法人を子会社とする株式交付を認めるべきであるとの考えに対する法務大臣の見解
- コ 三角株式交換の場合における買収対価として親会社株式を子会社が取得できる会社法第 800 条のような例外規定が株式交付の場合にも設けられているのかの確認
- サ 株式交付の場合にも上記コのような例外規定を設け、株式交換の場合と同様の措置を採る必要性
- シ 株式交付における対象株式の選定方法及び選定されなかった少数株主の保護の方策
- ス 株式交付制度において株式交付親会社の株主に対して株式買取請求権を認めることは過剰な規制であるとの考えに対する法務大臣の見解

日吉雄太君（立国社）

- (1) 違法薬物の取締りを所管する各省庁における近年の押収量、捜査人員及び取締り体制
- (2) 両法案
 - ア 株主提案権
 - a 濫用的な行使に関する判断の公正性を担保するための方策
 - b 株式会社の所有者である株主の提案を取締役会が拒絶することができることとする事の妥当性
 - イ 会社補償及び役員等のために締結される保険契約
 - a 取締役が問われている損害賠償責任等について、会社が補償すること又は役員等賠償責任保険契約の保険料の支払いを肩がわりすることの理論的根拠
 - b 取締役の高額な報酬には責任を問われるリスクも加味されているとの考えに対する法務大臣政務官の見解
 - c 上記保険契約の保険料を加味した取締役報酬とした上で、取締役自身が保険料を支払うという透明性のある制度の検討の有無
 - d 会社補償及び役員等賠償責任保険契約に関する制度が整備された場合における取締役の業務執行の適正確保のための方策
 - ウ 社外取締役の設置義務
 - a 社外取締役の選任が企業価値に与える効果についての検証結果
 - b 上記 a の効果について実証研究による一貫した結論が得られていない中で社外取締役の設置義務を法制化する理由
 - c 上記 a の効果が不明な中で社外取締役の選任の効果について有用性ありとする理論的な整合性
 - d 社外取締役を通じてその会社に対する影響力を強めようとする会社や二つの会社が相互に社外取締役を派遣し合うことにより生じる悪影響への対応策を講じる必要性
 - e 取締役会で主張した社外取締役の意見が他の取締役の反対により却下された場合などに、社外取締役が責任を果たしていることを明示する制度の有無

藤野保史君（共産）

- (1) 株主提案権
 - ア 改正後の会社法 304 条に定める不当な目的等に該当するかどうかを判断する機関
 - イ 同法 305 条第 6 項に定める不当な目的等に該当するかどうかを判断する機関
 - ウ 昭和 56 年に株主提案権の制度が導入された際における同制度を導入する趣旨についての政府答弁の内容
 - エ 昭和 56 年 5 月 21 日の参議院法務委員会において法務省民事局長が答弁した株主提案権の制度趣旨が現在も不変であることの確認

- オ 株主提案権の制度の導入の議論が国会からの要請でもあったことの確認
- カ 株主提案権の濫用のおそれよりも株主総会の形骸化の防止等に重点を置いていた過去の国会審議に鑑みると、濫用の場合には権利行使を制限してもよいとするのは不適切であるとの考えに対する法務大臣及び法務大臣政務官の見解
- キ 電力会社の株主総会において海外原子力関連企業への出資禁止や役員報酬の個別開示についての株主提案を行い、その提案に賛同するよう他の株主に働きかける活動が、会社法が期待する株主提案権の行使であるとの考えに対する法務大臣の見解
- ク 取締役、社外取締役、監査役がその役割を発揮できていないような事案が増えている現状における企業と株主の対話の必要性

(2) 議決権行使書面の閲覧

- ア 議決権行使書面の閲覧制度の具体的な内容及びその閲覧が認められる期間
- イ 株主が議決権行使書面の謄写を請求することができるということの意味
- ウ 議決権行使書面の謄写請求権の解釈を時代に合わせたものに変更する必要性
- エ 本法案によって議決権行使書面の謄写請求権に目的等による制限を加える理由
- オ 議決権行使書面の謄写請求権への制限を今になって行う理由

串田誠一君（維新）

株主提案権

- ア 改正後の会社法第 304 条及び第 305 条第 6 項の不当な目的
 - a 同法第 304 条第 1 号及び第 305 条第 6 項第 1 号に規定されている法令に違反する場合と第 304 条第 2 号及び第 305 条第 6 項第 2 号に規定されている「人の名誉を侵害し、人を侮辱し、」との関係
 - b 同法第 304 条第 2 号及び第 305 条第 6 項第 2 号における「人」の意義及び困惑させられる対象
 - c 困惑させられる対象である「人」の意義
 - d 不正を働いた取締役を解任するなどの当該取締役を追及する目的の議案が出され、それにより当該取締役が困惑した場合は困惑させる目的に該当するのかの確認
 - e 会社を健全化する目的で取締役の不正を追及するような議案が出されて当該取締役が困惑してもそれ以外の一般人が困惑しなければ、同号の目的に該当しないことの確認
 - f 一般的に人を困惑させるといえる議案が同号の対象であることの確認
 - g 一般人が困惑するような議案が困惑させる目的の対象であることの確認
 - h 株主総会の議場で提案された議案が困惑させる目的であるか否かは対象者の主観を判断する必要があるにもかかわらず、その判断を議長ができるとする理由
- イ 不当な目的であるとされ、株主の議案の提案が拒絶された場合、株主総会決議の取消しの訴えを提起することの可否
- ウ 株主が提案することができる議案の数の制限と目的等による議案の制限との関係
- エ 特定の取締役が対象となっている株主提案の議案の制限の可否を判断する取締役会に当該取締役が加わることは是非